

令和2年4月14日

一時預かり事業（一般型）利用保護者 各位

岩沼市長 菊地 啓夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る「一時預かり事業（一般型）」について（お願い）

当市の児童福祉行政におきましては、日ごろから御理解御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、先日、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が行われました。宮城県は対象とはなっていないものの、日々感染者の数が増加している状態にあります。

このような状況を受け、本市では感染拡大防止の観点から、原則として「リフレッシュが目的の利用を中止」します。それ以外の理由で当事業の利用を希望している保護者の皆様についても、「可能な範囲で家庭での保育」を、下記のとおりお願いいたします。年度初めのお忙しいところではありますが、感染拡大を防ぎ、子どもたちの健康を守るために、御理解御協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 期間 令和2年4月15日（水）～5月31日（日）
2. お願いの内容等
 - ・ リフレッシュが目的の利用を原則中止します。
 - ・ 可能な範囲で家庭での保育をお願いします。
3. 給食について 給食の継続に努めますが、今後、職員の配置、食材の確保が難しい場合等、給食の提供が困難な状況となった場合には、給食を停止し、弁当持参に切り替えることがあります。

◎その他

- ・ 政府から宮城県を対象とした緊急事態宣言が行われた場合は、取扱いの内容や期間を変更することがあります。
- ・ 保育所等の関係者に、感染者・濃厚接触者が発生した場合は、感染予防対策（消毒等）のために臨時休園する場合があります。

担当：岩沼市健康福祉部子ども福祉課

TEL:0223(22)1111 内線 397